

盛土条例、変わります

盛土規制法の施行に伴い
静岡県盛土等の規制に関する条例が大幅に改正されます

盛土条例

《規制内容》

災害の防止

生活環境の保全

災害の防止

盛土規制法

生活環境の保全

盛土環境条例

盛土規制法の許可等が必要となる行為
または
埋立ての行為（※建物の解体等に伴うものを除く）

盛土等区域の面積が
1,000平方メートル
未満の場合

届出
不要

盛土等に用いる土石を
事業区域の外から運び込む

事業区域外から
土石を運び込まない
場合

盛土環境条例の 届出 が必要です！

施工中の手続は

開発型盛土 と 処分型盛土 で異なります！

都市計画法第4条第12項に規定する
「開発行為」に該当するもの
(例:宅地造成、工場用地の造成など)

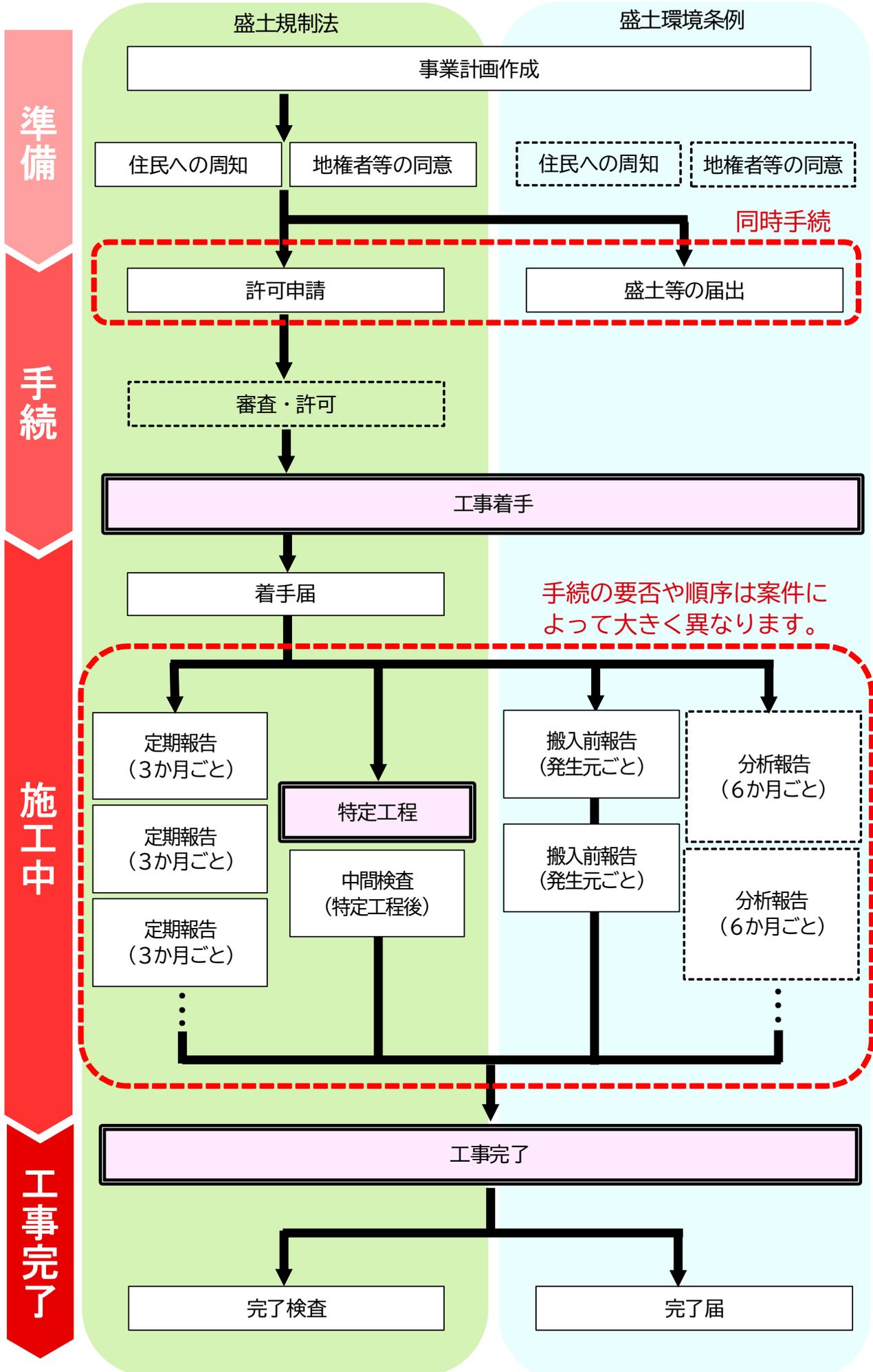
開発型盛土に該当しないもの



詳しくは盛土対策課ホームページを御覧ください

静岡県 暮らし・環境部 環境局 盛土対策課
生活環境課

手続きの全体イメージ



(注意) 工事の内容や規模によって、必要な手続きは異なるため、ご確認ください。